

審査請求書

2003年 5月 22日

東京都知事 石原慎太郎殿

審査請求人

印

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人

住所

氏名

年令

電話

2 審査請求に係る処分

住民基本台帳法に基づき審査請求人に対して 1桁の番号（住民票コード）を付与した処分、および、東京都知事に対し住民票コードを含む本人確認情報の通知を行った処分。

上記記載の処分についての異議申し立に対し、練馬区長が 2003年 4月 25日付けでなした決定。

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2002年 8月 5日

4 審査請求の趣旨

上記 2 記載の処分および決定を取り消す。

5 審査請求の理由

(1 憲法 13条に違反することについて

上記 2 記載の処分は審査請求人のプライバシー、個人の尊厳を侵害するもので憲法第 13 条に違反する。

現在、個人情報が多く機関において分散し記録されている状況がある。これらの個人情報に共通番号が付され情報の名寄せが行われることにより、個人のプライバシーは著しく侵害される。

2003年 2月 15日毎日新聞の報道により明らかなように、銀行において住民票コードが記載された住民票コード通知書をもって、本人確認を行うことを政府自身が認めていた。これは住民票コードによる個人情報の名寄せが充分可能であり、かつそれに対する有効な対処がなされていないことを意味する。

このような状況は憲法 13条に違反する。

(2 住民基本台帳法附則第 1 条第 2 項について

住民基本台帳法第 1 条第 2 項には「この法律の施行に当たっては、政府は個人情報の保護に万全を期するため、所要の措置を講ずるものとする」と明記しており、これが施行の前提条件であることは明らかである。所要の措置について、改正住民基本台帳法審議段階における小淵総理大臣発言では、個人情報保護に係る法制度の整備、住基法の再改正、地方公共団体への指導の 3 点が示された。「所要の措置」とは、単に個人情報保護法が施行されることだけではない。

前項で述べたように政府銀行協会への指示文書に全国からの重大な過ちがあったように、所要の措置は全く取られていないことは明らかである。

したがってその前提条件が満たされていない状態で、施行日を 2002年 8月 5日と定めた（法律の下位法である）政令は違法である。

(3 本人確認情報の通知の違法性について

新聞報道（2002年 7月 23日朝日）によれば、2002年 8月 4日以前にすでに住基ネットの仮稼働はなされていた。

ところが住基法では、2002年 8月 5日施行日をもって住民票コードの記載を行い、かつ本人確認情報は改正法施行以降、電気通信回線により都知事宛送信することとされている。

したがって仮稼働にかかる個人情報の通知は、住基法に基づかない違法な処分である。

なお、本件については 2003年 5月 19日、練馬区長に対し関連公文書の情報公開手続きをしており、関連資料は追って送付します。

(4 結論

上記 3 点により、練馬区長 岩波三郎が 2003年 4月 25日付けでなした棄却決定は、明らかに誤っており違法な決定である。

6 処分庁の教示の有無およびその内容

「住民基本台帳法第 31条の 4 の規定に基づき、本決定があったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に、東京都知事に対し審査請求をすることが出来ます。」との教示があった。

7 添付書類

2002年 7月 23日朝日新聞（写し）

2003年 2月 15日毎日新聞（写し）

なお、行政不服審査法第 25条第 1 項および第 2 項、第 27条に基づき、本件に関する参考人による意見陳述の場を設けることを強く求めます。

参考人については、追って通知します。

また 5 -(3)で述べた通り、練馬区に対し情報公開請求を行った文書について公開後に添付します。